

# ラオスにおける Access to Justice の状況（各論 4） （地方における関連機関の実情・第 4 ボリカムサイ）

J I C A ラオス長期派遣専門家

阿讃坊 明 孝

## 第 1 はじめに

本稿は、ラオスにおける Access to Justice の状況に関し、これまで御報告させていただいたルアンナムター県、サワンナケート県、サラワン県の関連機関の実情報告（ICD NEWS 第 93、94、96号）に続くものであり、ラオス国内各地における Access to Justice の普及の難しい地方の具体的な状況について、新たな訪問先も含めて報告する（調査の概要ないしは端緒の詳細については前稿記載済みのため省略する）。前稿まででは下記①から⑥を取り扱ったが、本稿では、下記⑦及び⑧の機関への視察結果について報告させていただく。<sup>1</sup>

（前稿までの視察先）

- ① ルアンナムター県司法局 リーガルエイドオフィス
- ② ルアンナムター県裁判所
- ③ サワンナケート県弁護士会事務所
- ④ サワンナケート村落調停ユニット（Village Mediation Unit: VMU）
- ⑤ サラワン県女性同盟
- ⑥ サラワン県村落調停ユニット（Village Mediation Unit: VMU）

（本稿の視察先）

- ⑦ ボリカムサイ県裁判所
- ⑧ ボリカムサイ県司法局 執行部門

## 第 2 ボリカムサイ県概要<sup>2</sup>

- 1 人口 およそ 30 万人（2017）  
（ラオス全体の人口は 742 万人／2021）
- 2 面積 1 万 4 8 6 3 km<sup>2</sup>（岩手県と同程度）
- 3 位置 首都ヴィエンチャンの東側に隣接する県。  
首都から車で 3、4 時間程度であり主要道路で結ばれている。県都パークサ

<sup>1</sup> 前稿までと同様の指摘であるが、本件報告の趣旨はあくまでラオス内の Access to Justice に関係する機関のうち一部の実情報告であり、これをその他の地域や他の機関全てに同じく当てはめることはできない。また、本件報告は通訳を介した口頭での聴取結果であり、時間的制約もある中で実施された視察であることから、回答された内容の詳細に関する正確性については保証をしかねるという点について注意されたい。

それでも、現地の状況を把握するための具体的な様子を伝えることはできると考えており、ラオスの実情の一端を把握する助けとなれば幸いである。

<sup>2</sup> knoema [World Data Atlas 『Bolikhamsai』]  
(<https://jp.knoema.com/atlas/> ラオス人民民主共和国/Bolikhamsai, 2024年1月9日最終閲覧)

ンと隣国タイとの間を行き来できる第5友好橋がタイ国支援により建設中である（2022年8月現在）。<sup>3</sup>



(出典：maps Laos. <https://ja.maps-laos.com/>)

### 第3 ポリカムサイ県人民裁判所

#### 1 視察先概要

前稿までに既出の情報であるが、<sup>4</sup> ラオスの裁判所の組織としては、①最高人民裁判所（首都ヴィエンチャンに1か所）、②地域人民裁判所（中部：首都ヴィエンチャン、北部：ルアンパバーン、南部：チャンパサックの計3か所）、③首都人民裁判所及び県人民裁判所（首都ヴィエンチャンに1か所及び全国17県に各1か所の計18か所）、④地区人民裁判所（各県内に複数設置）がある。<sup>5</sup>

今回の視察先は、このうちポリカムサイ県の中心都市パークサン所在のポリカムサイ県人民裁判所（上記③）であり、日本の地方裁判所に相当するものである。

<sup>3</sup> JICAラオス事務所「ラオス概況」2022年8月 (<https://www.jica.go.jp/Resource/laos/>, 2024年1月9日最終閲覧)

<sup>4</sup> 阿讃坊明孝「ラオスにおける Access to Justice の状況（各論1）（地方における関連機関の実情・第1ルアンナムター）」ICD NEWS 第93号27頁（2022.12）(<https://www.moj.go.jp/content/001386642.pdf>, 2024年1月9日最終閲覧)。県人民裁判所の基本的事項に関する記載及び本視察先に対する比較の対象としてルアンナムター県人民裁判所に関する記載を参照。

<sup>5</sup> The People's Supreme Court of the Lao PDR「A map of the location of the People's Court through the country (2020)」([https://m.facebook.com/story.php?story\\_fbid=pfbid0vJsc0o49cVkXhaTWe9wgLddKJRY4x7dHFXUDLMDKWs7ZgiKRbsZNaK-SACHXSXPa8l&id=252553605526998&sfnsn=mo](https://m.facebook.com/story.php?story_fbid=pfbid0vJsc0o49cVkXhaTWe9wgLddKJRY4x7dHFXUDLMDKWs7ZgiKRbsZNaK-SACHXSXPa8l&id=252553605526998&sfnsn=mo), 2024年1月9日最終閲覧)

## 2 視察日：2023年5月12日

ボリカムサイ県人民裁判所（以下「県裁判所」という）を訪問させていただいた際、同裁判所のライラトーン氏（県裁判所長）、副所長、裁判官（ないし職員）を合わせ、合計19名の方々が対応してくださり、ヴァンナ氏（県司法局長）の同席の下、以下のとおりお話を伺った。

## 3 裁判所の構成

### (1) 沿革

ボリカムサイ県人民裁判所は、同県の設置と同時に1984年に設置された。当初は6人のスタッフしかおらず、行政事務面等は県司法局、技術面は最高人民裁判所の指導の下にあった。その後2003年に県人民裁判所と地区人民裁判所に分けられ、2009年に地区人民裁判所の代わりに、複数の地区を合わせてケート人民裁判所が管轄することとして、現在に至るとのことである。<sup>6</sup>

### (2) 現在の状況

ボリカムサイ県内には、県人民裁判所のほか、2つのケート人民裁判所が存在する。

県内全ての裁判所をあわせ、合計80名（うち女性30名）が勤務している。うち、県裁判所におけるスタッフは35名（うち女性16名）であり、そのうち6名が管理事務、29名が裁判手続を担当している。<sup>7</sup> 事件を担当することのできる裁判官は10人いるが、それには所長1人、副所長2人を含むため、7人のみがフルタイムで裁判を担当できる者である。

県裁判所は6つの裁判部及び1つの管理部で構成されている。

裁判所の建物は2階建てで全19部屋。うち15部屋はオフィスであり、1部屋が和解、尋問、裁判手続のための法廷として使用されている。その他の3部屋は、一般的な打合せ室、裁判時の秘密合議室、<sup>8</sup> 倉庫として使用している。

## 4 取扱事件（2022年）及び事件処理

民事刑事合計：604件（519件終結・85.93%）<sup>9</sup>

民事事件としては、家族、相続、借金、土地問題の件数が多い。

<sup>6</sup> 2017年人民裁判所法（22号／国民議会）19条2号参照。ラオスでの地方人民裁判所（日本でいうところの下級裁判所）は地域高等人民裁判所、県及び都人民裁判所、ケート人民裁判所により構成されている。なお、ケートとはラオス語でエリアを意味する。

<sup>7</sup> 阿讚坊明孝・前掲注4「ラオスにおける Access to Justice の状況（各論1）」27頁（<https://www.moj.go.jp/content/001386642.pdf>、2024年1月9日最終閲覧）参照。ルアンナムター県人民裁判所で勤務するものの総数は、31名であり、ほぼ同数である。反面、下記の事件数については、ボリカムサイ県の方が極めて多い。

<sup>8</sup> 2012年民事訴訟法（13号／国民議会）242条参照。判決に先立つ密室での事件の検討を行う部屋だと思われる。

<sup>9</sup> 阿讚坊明孝・前掲注4「ラオスにおける Access to Justice の状況（各論1）」27頁（<https://www.moj.go.jp/content/001386642.pdf>、2024年1月9日最終閲覧）参照。人口約19万人（2017年時点）のルアンナムター県の人民裁判所の民事刑事の合計件数は150件（2021年）ほどであり、これと比較すると、人口30万人のボリカムサイ県裁判所の件数の多さが目につく。

## 5 県内弁護士状況

ボリカムサイ県内には2人の弁護士、南隣のカムワン県には1人の弁護士（70歳ほどのシニアであり、自宅で相談業務を行っているそうである。）が存在する。<sup>10</sup> 裁判所から見た弁護士の印象は、誠実に対応する弁護士もいる一方、連絡がつかない者がいたり、手続を止めたり延ばしたりする人が多い。弁護士の社会的責務が重要だと思一方、手続上問題が多いと感じていることも事実である。<sup>11 12</sup>

## 6 県内での法律の研修・普及

県裁判所の裁判官が民法典の内容が理解できなかつたり、条文内容が不明確であつたりして判断に困つたら、県裁判所内にて裁判所会議に質問を持参したり、最高人民裁判所へ尋ねたりして対応しているのが通常である。

裁判所として県内の各村への法律関係の情報普及活動もしたいと考えているが、最高人民裁判所への予算要求をしてもその実現はなかなか難しい。

## 7 裁判所の課題

### (1) 建物の問題

同裁判所には十分な部屋数がなく、スタッフの人数に照らして執務室が狭すぎるという状況にある。そもそもその狭い一つの部屋に多くの者が同時に勤務しているため混乱を来し、集中して記録を読んだり検討したりすることが困難である。

また、現状の問題点として、当事者や証人から聞き取りをする部屋も足りておらず、裁判所の運営が難しい。特別な部屋はなく、聞き取りをする部屋が空いていないとき、一人が聞き取りのために当事者を部屋に呼ぶと、同室で勤務しているスタッフはその執務に支障が生じてしまう状況である。

### (2) 機材・備品の問題<sup>13</sup>

現時点において、全部でPC6台（デスクトップ4台、ノートPC2台）を保有している。しかしながら、これでは訴訟手続の準備や判決文印刷に不十分である。

県裁判所は1週間あたり13～16件を取り扱い、判決を印刷するためにPC等の機器を使用する必要があるが、各裁判官やテクニカルスタッフにPCが提供され

<sup>10</sup> 入江克典「ラオスにおける弁護士制度の概要と現状」ICD NEWS第83号23頁（2020.6）（<https://www.moj.go.jp/content/001324014.pdf>、2024年1月9日最終閲覧）。これによれば、2019年3月時点ではあるが、ラオス全体の弁護士数は243名、うち首都ヴィエンチャンに所属する者は211名である（なお、根拠資料は見当たらないが、2023年末頃の弁護士数は400名を超えているとラオス弁護士会から耳にしている）。ここに指摘するように、ラオス弁護士会所属の弁護士の大多数が首都ヴィエンチャン所在であり、地方の弁護士数が極端に少ないという問題がある。弁護士の偏在は明らかである。

<sup>11</sup> 阿讚坊明孝・前掲注4「ラオスにおける Access to Justice の状況（各論1）」28頁（<https://www.moj.go.jp/content/001386642.pdf>、2024年1月9日最終閲覧）参照。ルアンナムター県人民裁判所での視察においても、「裁判所としては弁護士がいない裁判が通常であり、弁護士の関与がなくとも事件処理上さほど問題はないと感じている」とのことであり、裁判所の弁護士への信頼向上は現在の課題であると感じられる。

<sup>12</sup> この点に関し、本稿第4の4（4）記載の弁護士関与の項参照。各所で同様の問題が指摘されている。

<sup>13</sup> 阿讚坊明孝・前掲注4「ラオスにおける Access to Justice の状況（各論1）」28頁（<https://www.moj.go.jp/content/001386642.pdf>、2024年1月9日最終閲覧）参照。ルアンナムター県人民裁判所での視察においても、コピー機などを含む同様の機材備品の不足による執務への影響が指摘されている。

ているわけではなく、需要に比較し足りていない。そのため、当事者へ判決文の交付をすることに遅れが生じているという問題がある。

証拠保存のためのノートPCやカメラ、移動のための車、所内のテーブルや椅子も不足しており、海外からの支援が必要な状況である。

### (3) オンラインシステムの問題

裁判所におけるオンラインシステムも不十分であり、本視察の当日、最高人民裁判所の会議の開催日であったが、県裁判所における機器が不十分のため参加ができなかったそうである。

裁判官に対する研修の機会は最高人民裁判所により招待され、首都ヴィエンチャンやその近郊の町タラートなどの場所で実施されるが、COVID-19によるパンデミック期間中は特に予算不足により開催が難しく、オンラインでの研修がメインであった。教育省の予算で対応可能な場合、オンライン機器の使用が可能な部屋を借りて、研修受講が可能となっていた。適切なオンラインシステムがあれば、裁判所としても会議や研修に独自に対応可能であるが、現状難しい。

なお、県裁判所では、Wi-Fiネットワーク環境、情報検索のためのオンラインシステムやビデオ会議システムを構築する予算がない。そのため、スタッフは個人の携帯電話で業務連絡を取り合ったりしている。

#### (ボリカムサイ県人民裁判所外観)



(筆者とライラトーン所長の意見交換)



(ライラトーン所長案内による法廷内の様子)



(民法典及び民法典逐条解説書の寄贈)



#### 第4 ポリカムサイ県司法局 判決執行支部

##### 1 視察先概要

ラオスにおける判決執行機関は、日本とは異なり司法省に属する。司法省の判決執行管理局が執行業務全体の管理を担い、各県等に所在する判決執行支部がその管轄内の判決執行業務の管理を実施する。<sup>14</sup> 今回の視察先は、このうちポリカムサイ県司法局の判決執行支部である。

裁判所における判決がなされると、当該判決執行機関が、確定した民事判決や刑事の罰金刑等の執行実務を担当する。<sup>15</sup>

このように、ラオスにおける執行機関は、民事判決のみならず、刑事の罰金刑、財産没収刑又は物品没収刑及び自由の剥奪のない再教育刑に関する刑事判決の執行をも担っており（自由没収刑は治安維持機関が担い、刑事訴訟法に従う。）、判決執行法が

<sup>14</sup> 2021年判決執行法（12号／国民議会）78条「判決執行機関は、司法省に属する機関の一つであり、本法第9条に定められる判決を執行する役割を有する」、同79条

<sup>15</sup> 2021年判決執行法（12号／国民議会）9条

民事と刑事の執行関係全体を規定している。<sup>16</sup>

## 2 視察日：2023年5月12日

ボリカムサイ県司法局のヴァンナ局長、ブアパン副局長をはじめとして、民事の判決執行官、司法局官房の方々に当方の視察に御対応いただき、以下のとおりお話を伺った。

## 3 執行部門概要

ボリカムサイ県判決執行支部としては、県レベルで合計15人のスタッフが勤務している（民事7人、刑事8人）。

また、地区レベルでは全7つの執行ユニットに合計30人が勤務している。

これとは別に、執行に付随する金銭管理等については司法局内の官房が担当する。

執行部門の職員については、司法局の職員なので執行の職務のみを長期間継続して実施するものではなく、他の職員同様、司法局内で通常5年ごとに他部署との配置転換がなされる。そのため、執行のみを長期間担当する専属の専門家ではない。

## 4 執行業務について

### (1) 執行件数

2022年におけるボリカムサイ県の民事・刑事事件の執行事件の新規係属件数は、合計約180件である（刑事155件、民事25件）。

また、2023年5月12日時点の係属件数総数は1570件（刑事約1100件、民事約500件）。なお、地区司法局の件数まで含めると2443件である。

### (2) 執行手続

執行事件については、全ての裁判記録（証拠含む。）が裁判所から司法局へ送付されてくる。<sup>17</sup> この場合、送付されるのは書類のみであり、車等の物は管理できないため書類だけの保管となる。しかし、現在建築途中である新しい司法局庁舎（下記写真参照）が完成したら現物保管もできるようになると考えている。

執行手続は、法律上、裁判所からの記録送付後執行までの処理期間が規定されているが、<sup>18</sup> 時々1か月程度の遅れも生じている。事件が控訴されるかどうか次第で執行手続の遅れに影響することもある。

その後、判決執行債務者が30日以内に履行する必要があるが、<sup>19</sup> 現実にはその期間内には処理が終了しないことが通常である。

<sup>16</sup> 2021年判決執行法（12号／国民議会）1条、刑事執行については第4編64条以下参照。

<sup>17</sup> 2021年判決執行法（12号／国民議会）11条「管轄する裁判所は、確定判決を判決執行機関、検察院、そして刑事事件の場合は治安維持支部に、判決をその確定日から30日以内に送付しなければならない」

<sup>18</sup> 2021年判決執行法（12号／国民議会）18条（5日）、20条（5日）、21条（10日）、22条（5日）記載の手続期間合計25日間の趣旨だと思われる。

<sup>19</sup> 2021年判決執行法（12号／国民議会）23条1項「本法第22条に定められる判決執行の通知をした後、判決執行債務者は、通知を受けた日から30日間以内に判決に従って義務を履行しなければならない」



なお、執行手続における資産の評価や競売等は、いわゆるD e c r e e 1 5 8に基づいて処理されている。<sup>20</sup>

### (3) 執行管理

執行した対象金額の記録化については、執行手続において債務者から支払われた金額の領収書を記録に添付し、当該領収書写しを金銭管理担当の司法局官房へ提出する。そのようにして同官房が毎月、執行済金額をフォローしていくという流れである。

コンピューターデータベースとしては、支払われた金額など要約のみを記録する執行チェックシステムがある。司法省により設置されたものであるが、ボリカムサイ県では未だ同データベースが使用されていないという実情がある。当該システムの使用方法については研修が実施され、1台のPCが各県へ提供されているが、時々当該PC機器のトラブルが発生していることから、未だ当地では当該データベースの利用開始ができていない。このデータベースは、司法省や司法局職員など関係者がアクセス可能であり、使用開始できれば非常に効率的だとは考えている。

### (4) 弁護士関与の割合

執行事件に関し、弁護士が関与する事例はかなり少ないという認識であり、まれに当事者を代理して関与する弁護士がいる程度である。

県司法局として考える弁護士関与の良い点は、弁護士が当事者の権利保護に熱心な場合に適切に執行手続に対処してくれることである。逆に、悪い点は、当事者を助ける為という目的から、適切な執行を防ぐために色々と活動したり、執行部門として対応不能なことを要求したりしてくる場合である。司法局担当者が解決のために当事者へと話しかけて問題点を把握しようとしても、それを弁護士が妨げることがあるなどの現実の問題点がある。<sup>21</sup>

## 5 研修についての課題

毎年1回、司法省が県や地区の司法局を招待し、1週間程度の研修が実施される。民法典や関連法などの法律研修の他、関連する資料、執行実務も研修内容に含まれる。

県から参加できるのは3人の職員のみであり、県司法局が司法省からの研修を受けた後、地区レベルへ当該内容の研修を実施したいと思っているが、予算不足で実施が難しい。<sup>22</sup>

執行は重要であり、せっかく判決があっても適切に執行事件が処理されないと、裁

<sup>20</sup> 2013年判決執行における資産の評価、競売及び譲渡に関する政令(158号/政府)

<sup>21</sup> この点に関し、本稿第3の5記載の県内弁護士の状況の項参照。各所で同様の問題が指摘されている。一方的な指摘であるため事実関係は不明であるが、弁護士の立場への理解向上の必要性、及び弁護士倫理向上の必要性などの点が問題となりうる。

<sup>22</sup> この点は非常に重要な指摘である。本来、首都ないし政府中央で研修を受け、または育成された人材が下部組織や若手、地方へと技術移転をすることができれば、効率的な法的実務的知識の普及ないしは全国的な技術伝播に資する。しかしながら、技術や情報が適切に伝播することは、予算の面からも容易ではない。なお、その他、地方における地理やインフラなどの関係からの普及の困難性については、阿讚坊明孝「ラオスにおける Access to Justice の状況(各論2)」ICD NEWS第94号61頁(2023.3)(<https://www.moj.go.jp/content/001392334.pdf> 2024年1月8日最終閲覧)脚注11及び12参照。

判手続が無意味となってしまうと考えている。しかしながら、ラオスではボリカムサイ県も含め、執行に特化した専門家がいらない。その為、執行実務についての知識経験が不足しており、民事・刑事共に、執行実務の研修を受ける機会が必要である。

この点、30年間県司法局で勤務している副所長によると、司法省での研修は意見交換が主であり、それのみでは執行現場の職員が執行実務を遂行するための専門的な研修としては足りないと考えている。是非とも海外からの知識を含め研修支援が必要であるとのことである。<sup>23</sup>

## 6 ボリカムサイ県での執行実務上の問題点

### (1) 刑事執行について

対象事件としては薬物事件や窃盗事件が多いが、執行対象者である受刑者が長期間刑務所へと収容されており、所持金がなく罰金の支払いが困難である。

刑務所から受刑者が釈放後、多くの場合にそのまま行方不明になり、または仕事を見つけることも難しく罰金を支払うことができず、執行は困難となってしまう。貧困のため、1,000万KIPの罰金ですら高額となり逃亡してしまうという状況である。<sup>24</sup><sup>25</sup>そして、薬物事件の場合にはそのまま薬物関与を再開してしまうという問題がある。

### (2) 民事執行について

執行手続は、一回あたり長期間を要するが、市民は何度もこれを依頼してくるという問題がある。

また、担保資産については支払困難な場合には売却を実施する必要があるが、所有者が売却したくない場合、資産の価値に合意できない場合などにはその手続遂行が困難となる。<sup>26</sup>

この点、不動産売却を進めていくとしても、執行不動産を購入したいという人がそもそもいないという問題がある。<sup>27</sup>執行対象不動産に住んでいる人が退去を拒む

<sup>23</sup> この点も非常に重要な指摘である。このような分野では日本を含む海外からの支援は非常に有効だと思われる（執行改善については、職員の能力以外の検討事項もあるかもしれないが）。ただし、仮に専門的研修を集中的に実施できたとしても、本稿第3の3記載のように、執行部門の職員が5年で配置転換してしまう点に注意が必要である。

<sup>24</sup> 1000万KIPは、およそ7万4000円相当である（2023年7月11日現在）。

<sup>25</sup> JETRO「ラオス 概況・基本統計」（[https://www.jetro.go.jp/world/asia/la/basic\\_01.html](https://www.jetro.go.jp/world/asia/la/basic_01.html)、2024年1月8日最終閲覧）によると、ラオス全国における一人当たりの推計GDPは2,047USDである（2022年）。

<sup>26</sup> 2021年判決執行法（12号／国民議会）26条「資産の評価は次の方法で実施しなければならない。

1. 当事者間の合意による価格決定（略）
2. 当事者の申立てに基づく専門家又は法人による資産の評価（略）
3. [評価]委員会による価格評価（略）

同36条「資産の売却は次の二つの方法で実施することができる。

1. 資産所有者による売却（略）
2. 判決執行機関による売却（略）

資産の価値評価や売却手続について、複雑かつ手間を要する手続（26条2号3号 専門家や委員会による価格評価や、36条2号 判決執行機関による売却）を踏む必要が出てくるという趣旨か。

<sup>27</sup> 競売で売却できなかった場合、2021年判決執行法（12号／国民議会）37条、38条による処理が規定されている。

同37条「資産譲渡とは、評価され、競売に掛けられたが買受人が見つからなかった担保資産、債務者若しくは判決執行債務者の所有資産又は所有者から権利を取得した資産を、債務返済や損害賠償として債権者に譲渡することである。」

などの問題がある為である。民事執行法において退去の強制力があり、<sup>28</sup> 執行手続時に警察等と協力し、執行対象不動産の居住者が他の場所に移り住む手助けをすることもありますが、それでも退去を拒むと警察が逮捕する場合がある。

執行困難事案については、県知事主導で委員会が組成され対処されることがあるが、<sup>29</sup> その数は総数の10%以下、年間1件程度である。

法定処理期間で執行手続を進めていくことは困難であると感じている。

その他、例えば銀行が債権者であるが、資産の所有者と被告が異なり売却したいができないというケースがある。

また、抵当不動産の所有者が執行制度を理解せず手続が進まず、事件が滞留したりすることもある。

離婚事件では、子供の養育費について支払う判決があるものの、夫側が支払いたくなく拒み滞留するケースがある。婚姻財産の問題も難しいと感じている。

## 7 執行実務以外の法律実務の問題点

### (1) 少数民族

ボリカムサイ県内には18の民族がいるが、民族ごとに異なる文化や伝統があり、家族や結婚について共通理解が難しい。<sup>30</sup> 例えばモン族は相続を引き継ぐ男子の子を望むため、女子しか産まない妻がいた場合、次の妻と結婚したりする事例が伝統的にはある。

ボリカムサイ県にはモン族が多い。モンでは、今でも、兄が死亡したら兄の妻が弟の妻となる習慣がある。4、5人の妻がいるケースもある。民法典には反するが、全国的な実務の統一はなかなか難しい。

### (2) 住民の理解

県司法局から、各村の村落調停ユニットへの法律普及ごとに民法典の内容を説明し説得しているが、以上のように住民への理解が得られない部分も存在する。

## 8 新庁舎建築予算

2023年5月9日、上記視察に先立ち、ケッサナ司法副大臣や司法省ナロンリット氏らと共に、建築途上の県司法局庁舎を視察訪問した（下記写真参照）。建築業者が3、4社交替し建設を進めていたが、視察時点において、未完成のまま予算不足で建築が止まっているとのこと。

現在、県司法局は県の庁舎に仮住まいの状況で執務実務を行っている。この点についても、建築再開のための経済的支援が必要であるとの強い声が聞かれた。

<sup>28</sup> 2021年判決執行法（12号／国民議会）33条

<sup>29</sup> 2021年判決執行法（12号／国民議会）26条3号、27条（評価委員会）、2013年判決執行における資産の評価、競売及び譲渡に関する政令（158号／政府）7条～10条（資産の評価・競売委員会）。

<sup>30</sup> 外務省「ラオス人民民主共和国 基礎データ」（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/laos/data.html>、2024年1月8日最終閲覧）によると、ラオス全土には計50民族がいるという。

(ボリカムサイ県司法局が入る県庁舎)



(県司法局ヴァーナ局長の案内による執行部門執務室)



(民法典逐条解説書の寄贈)



(建築途上のポリカムサイ県の新司法局庁舎 2023年5月時点)



## 第5 おわりに

ラオスの地方における Access to Justice に関する各論の第4回目の本稿までに8か所の訪問調査を実施したが、複数箇所を訪問することで若干ではあるが具体的に実情が見えてきた部分が存在する。個別情報を一般化するにはまだ早すぎるかもしれないが、気づいた点を指摘する（本稿脚注においての指摘と一部重複する）。

### 1 法技術の普及

一つ目は、情報や技術の地方普及の面である。司法に関連する関係機関の法的知識や技術面の向上について、優秀な人材が首都ないしは政府中央で研修を受け、その人材が下部組織や若手、地方へと技術移転をすることができれば、効率的な法的実務的知識の普及ないしは全国的な技術伝播に資することは容易に想像がつく。しかしながら、技術や情報が地方まで適切かつスムーズに伝播することは、地方機関の予算の制約から必ずしも容易に実行できるものではない。その他、地方における地理やインフラなどの関係からも同様に情報伝播は難しい。

ただし、中央における人材育成自体は、現実に機能している法的実務を向上させ、各種制約はあったとしても各機関の基盤向上には資するものであり、それ自体は継続に直するものである。また、地方へ向けて情報や技術の普及活動をする事なしには、すべての情報が首都ないしは一握りの人の間のみで滞留してしまい、国家全体としての法的基盤の向上に繋がらない。そのため、地方普及それ自体を、やはり各種制約はあるものの可能な限り実施することは重要であると考えられる。

そのように考えていると、中央及び地方において現在活躍する人材への技術的支援を継続しながらも、他方面で学生や司法修習生、若手職員などを対象とし、将来法律の専門家として各機関を担う者への支援を行うことで、全国的な将来人材の能力向上を進めることが重要であると感じるようになってきている。教育の向上が、地方を含め人材の裾野の充実に繋がり、ひいてはラオス全体の法的な基盤向上に繋がる潜在的な影響力が大きいのではないかと感じている。

### 2 弁護士への信頼

二つ目は弁護士への信頼の面である。各所で弁護士の訴訟や手続関与のメリットについては認識されながらも、デメリットについても述べられていたり、弁護士関与の必要性を感じていない旨述べられていたりしている。

この点、弁護士は市民が法律や法的手続にアクセスするために、または法的正義に基づく解決が社会に一般化するために非常に重要な立場を担っている。市民を法的に支援し適切な解決を導いたり、訴訟や交渉・執行を含む各種法的手続の円滑かつ迅速な遂行のためには、事件への弁護士関与が必須である。市民や関係機関においてこの点の認識が向上していかなければ、司法アクセス及び法の支配全体が停滞する。

したがって、弁護士の活動や立場への理解向上や能力向上、そして、万が一デメ

リットとして挙げられた批難がやむを得ないものであったとすれば、実務研修や弁護士倫理向上などが必要である。適切な弁護士関与が進むことで、ラオスにおける法の支配の促進はより一層進むと考える。

### 3 地方への理解

最後に、これまでの訪問で直接現地の声聞くことで、私自身も肌で感じたことが多い。地方は中央と比較し訪問される機会が必然的に少なく、従ってそこでの声や大変さは外部へ認知され難く、それゆえ理解されるのは更に困難であると感じる。もし本稿までの4つの報告で、その一端でも理解されることがあれば嬉しい。